

古民家の国登録有形文化財の登録申請について

Ⅰ 経緯について

- (1) 令和 7 年 1 月開催の定例教育委員会で、「古民家の文化財としての価値を損なわないよう移築工事を進め、国登録有形文化財の登録申請を目指す」よう取り組んで欲しいと提案がありました。
- (2) この教育委員会の提案を受け、古民家を古戦場公園に移築後、文化財としての価値を明確にするため、国登録有形文化財の手続を進めることとしました。

2 今後の予定について

- (1) 令和 6 年度
古民家解体工事の実施（古材は、古戦場公園に搬入及び保管）
- (2) 令和 7 年度
古戦場公園での古民家再建築工事の実施
- (3) 令和 8 年度
ア 古民家に係る経過及び調査記録を『修理工事報告書』として取りまとめ
イ 国登録有形文化財の手続
- (4) 令和 9 年度
古民家の『保存活用計画』の策定